

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 2 0 日

一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局長野運輸支局
首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗合旅客自動車運送事業及び
一般貸切旅客自動車運送事業における期間を限定する休車の取扱いについて
（特例措置）

標記について、別添のとおり自動車交通部旅客課長より事務連絡が発出さ
れましたので了知願います。

各運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当） 殿

自動車交通部旅客課長

新型コロナウイルス感染症の影響による一般乗合旅客自動車運送事業及び
一般貸切旅客自動車運送事業における期間を限定する休車の取扱いについて
（特例措置）

件名について、今般、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成
10年法律第114号）」における「新型コロナウイルス感染症」の位置づけが5類感染症
になったことを踏まえ、令和5年3月24日付け事務連絡を別添のとおり見直したので、関
係者に周知されたい。

1. 対象となる事業

一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業

2. 対象となる事業用自動車

北陸信越運輸局管内の営業所に配置する車両

3. 必要な手続き

休車をしようとする車両が所属する営業所を管轄する運輸支局に対して、休車リスト（以下、リストという）を事前に提出すること。

ただし、令和5年7月1日以降にあっては、提出された当該リストへの車両の追加を認めないこととする。

4. 注意事項

(1) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあっては、道路運送法に基づく手続き（営業所廃止・減車・事業休廃止等）を行うこと。

(2) 以下に掲げる場合にあっては、都度、新たなリストを提出すること。

(ア) 令和5年6月30日までにリストの変更（車両の追加・削除等）が生じる場合

(イ) 令和5年7月1日以降、休車期間が到来するまでに休車を終了する場合

なお、休車期間を令和2年9月30日、令和2年12月31日、令和3年3月31日、令和3年6月30日、令和3年9月30日、令和3年12月31日、令和4年3月31日、令和4年6月30日、令和4年9月30日、令和4年12月31日又は令和5年3月31日までとしている車両については、リストの再提出がなくとも提出されている休車期間を令和5年6月30日までと読み替えるものとする。

5. 休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

(1) 休車の復活期限については、令和6年3月31日までとする。事業者は、当該期間までに休車の復活を計画的に取り組むこと。

(2) 休車期間が満了する際には、整備管理規程に基づいた必要な整備・点検を行い、車検切れ・自賠責保険未加入・任意保険未加入とならないように確認し、車両を通常使用すること。

(3) 休車の復活期限である令和6年3月31日までに休車の復活を行わない車両については、道路運送法に基づき、事業計画変更等必要な措置を求めることとする。

6. その他

本特例措置を適用した対象車両の休車期間は、輸送実績における実在車両数から除くものとする。